

## 平成28年3月期 連結ソルベンシー・マージン比率

平成28年3月期の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	4,508,072	4,245,473
資本金又は基金等	1,122,205	915,044
価格変動準備金	136,738	161,032
危険準備金	98,055	103,541
異常危険準備金	701,713	784,613
一般貸倒引当金	755	663
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	2,069,729	1,660,182
土地の含み損益	△ 2,571	6,215
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	40,342	△ 11,429
保険料積立金等余剰部分	221,528	312,389
負債性資本調達手段等	156,191	306,191
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	-	-
控除項目	205,770	178,107
その他	169,152	185,137
(B) 連結リスクの合計額	1,121,543	1,142,234
$\sqrt{(R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2)} + (R_5 + R_6 + R_7) + R_8 + R_9$		
損害保険契約の一般保険リスク(R <sub>1</sub> )	239,376	296,894
生命保険契約の保険リスク(R <sub>2</sub> )	14,951	16,049
第三分野保険の保険リスク(R <sub>3</sub> )	7,583	9,667
少額短期保険業者の保険リスク(R <sub>4</sub> )	-	-
予定利率リスク(R <sub>5</sub> )	61,958	66,052
生命保険契約の最低保証リスク(R <sub>6</sub> )	12,488	10,022
資産運用リスク(R <sub>7</sub> )	768,057	741,515
経営管理リスク(R <sub>8</sub> )	26,428	27,629
損害保険契約の巨大災害リスク(R <sub>9</sub> )	217,029	241,277
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	803.9%	743.3%

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第210条の11の3(連結ソルベンシー・マージン)および第210条の11の4(連結リスク)ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

## (連結ソルベンシー・マージン比率について)

当社グループは、主として損害保険事業および生命保険事業を営む保険会社グループであります。

保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、保険会社グループが保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)については重要性にかかわらず、原則として計算対象に含めております。

連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社又は保険持株会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

なお、前連結会計年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)連結ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。